

劇場・音楽堂等機能強化推進事業  
(地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業)

(事業開始年度：平成 30 年度)

— 文化庁 —

1 事業の目的・概要

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の目的・内容を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援することで、我が国の劇場、音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的とする。

2 事業実施主体

①又は②のいずれかに該当し、③の要件を充たす者

① 劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次のいずれかの要件を充たす者

ア 地方公共団体

イ 法人格を有する者

※指定管理者は設置者との連名による応募が必要

② 設置者、運営者、地方公共団体、実演芸術団体等、地域住民の代表者等で構成された実行委員会

③ 会計責任者を置くとともに、監査責任者を置き、会計処理を適正・正確に行える体制を有していること

3 対象事業等

劇場・音楽堂等が自ら主催し、経費を負担して行うもので、地域住民や実演家団体等とともに取り組む、特色ある優れた実演芸術に関する「公演事業」、「人材養成事業」、「普及啓発事業」

(1) 公演事業（創造性及び企画性が高く、かつ、特色ある国際的水準の実演芸術の公演事業）

例) レジデントカンパニー・アーティストによる創作初演、新演出等の公演

劇場・音楽堂等が独自に企画・制作する公演

質の高い公演を鑑賞する機会の地域格差の是正に資する事業 など

(2) 人材養成事業

実演芸術に係る専門的人材を養成するための事業や取組

例) アーティストや技術スタッフ等を育成する事業

ワークショップ指導者やコーディネーター等を育成する事業

自らの専門的知見を他の劇場・音楽堂及び実演芸術団体等に提供する取組

### (3) 普及啓発事業

地域住民等に対し、広く実演芸術の普及を行うための事業や取組

例) アウトリーチ事業や参加型の実演芸術活動、ワークショップ等の取組

児童生徒等に対する、より質の高い実演芸術の鑑賞機会の提供

### (4) バリアフリー・多言語対応に関する取組 (別枠)

障がい者や外国人が、文化芸術に触れられる環境の整備を図るため、バリアフリー・多言語対応の取組

例) 聴覚に障害を持つ方々のためのバリアフリー字幕の製作

視覚に障害を持つ方々のための音声ガイド、点字プログラムの制作

訪日外国人等のための多言語プログラム、音声ガイド、多言語字幕の制作

## 4 補助基準

(1) 「公演事業」「人材養成事業」「普及啓発事業」のうちから一つ又は複数の事業に応募することも可能

< 要望額の範囲 >

公演事業 : 500 万円～4,000 万円

人材養成事業 : 100 万円～4,000 万円

普及啓発事業 : 100 万円～4,000 万円

ただし、「公演事業」に加え、「人材養成事業」若しくは「普及啓発事業」にも応募する場合、又は、3事業すべてに応募する場合には、要望総額の上限を4,000万円とする。

(2) バリアフリー・多言語対応については、1とは別に、「公演事業」「人材養成事業」「普及啓発事業」を合わせて年間50万円を上限に実費で助成

## 5 県内事例

(平成30年度) 宮崎県立芸術劇場

(令和元年度) 宮崎県立芸術劇場

(令和2年度) 宮崎県立芸術劇場

(令和3年度) 宮崎県立芸術劇場

(令和4年度) 宮崎県立芸術劇場

## 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課 (文化企画担当)

電話 : 26-7117 (内線 : 3715)

## 宝くじ文化公演

(事業開始年度：昭和 55 年度)

— (一財) 自治総合センター —

### 1 事業の目的・概要

交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演等の文化事業を実施することにより、地域文化の振興に資する。

### 2 事業実施主体

県、市町村、(一財) 自治総合センター

### 3 対象事業等

(1) 開催地：同一内容の 1 事業につき、原則、連続する 2 日間で、県内 2 市町村での実施が必須

(2) 対象事業等

- ①交響楽団等による演奏会 ②演劇(ミュージカル等を含む) ③演奏家等によるリサイタル
- ④落語・漫才・奇術等 ⑤文化講演会

### 4 補助基準

実施に要する経費のうち、下記の開催地負担となるものを除いては、(一財) 自治総合センターが負担する。

- ①会場使用料(音響・照明等の会場設備、備品使用料を含む)
- ②運営スタッフの費用及び付随経費
- ③ケータリング経費
- ④飾花・花束代
- ⑤ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費
- ⑥フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料(必要に応じ)
- ⑦広報誌、ウェブサイト、新聞等の広報費
- ⑧入場券の売捌手数料

(注意事項)

入場料収入(売捌手数料控除後)は、(一財)自治総合センターと開催地に50%ずつ帰属

### 5 県内事例

- (平成30年度) 日南市、川南町：「チャーリー西村サイエンスショー」
- (令和2年度) 小林市、門川町：ズーラシアンブラス 音楽の絵本吹奏学部
- (令和4年度) 小林市、門川町：「青春のアイドルヒットステージ80's」
- (令和5年度) 小林市、西都市：「アラウンド40メモリーコンサート」
- (令和6年度) えびの市、三股町：May J. コンサート

### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課(文化企画担当)

電話：26-7117(内線：3715)

## 宝くじふるさとワクワク劇場

(事業開始年度：平成12年度)

— (一財) 自治総合センター —

### 1 事業の目的・概要

地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、活気あふれる元気な地域社会を創出することにより、地域の活性化に資する。

### 2 事業実施主体

県、市町村、(一財) 自治総合センター

### 3 対象事業等

#### (1) 会場

公立の文化施設で、収容人員が概ね800人以上の施設とする。

#### (2) 事業の内容 (全体で2部構成とする)

##### ①第1部 お笑いオンステージ (60分)

ベテラン落語家、ベテラン漫才及び若手漫才による演芸ステージ

##### ②第2部 ほのぼのコメディ劇場 (60分)

プロの喜劇役者が演じる舞台に、公開オーディションで選考された地元出演者が参加する。

### 4 補助基準

実施に要する経費のうち、下記の開催地負担となるものを除いては、(一財) 自治総合センターが負担する。

①会場使用料 (音響・照明等の会場設備、備品使用料を含む)

②運営スタッフの費用及び付随経費

③ケータリング経費

④飾花・花束代

⑤ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費

⑥広報誌、ウェブサイト、新聞等の広報費

⑦地元出演者の募集及び参加に関する経費 (必要に応じ)

⑧入場券の売捌手数料

(注意事項)

入場料収入 (売捌手数料控除後) は、(一財) 自治総合センターと開催地に50%ずつ帰属

### 5 県内事例

(平成20年度) 都城市 / (平成22年度) 延岡市 / (平成23年度) 高鍋町

(平成28年度) 延岡市 / (平成30年度) 西都市

### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課 (文化企画担当)

電話：26-7117 (内線：3715)

## 宝くじまちの音楽会

(事業開始年度：平成 15 年度)

— (一財) 自治総合センター —

### 1 事業の目的・概要

地域の人々に上質な音楽を提供するとともに地元合唱団等とに一流プロとの共演の場を設け、人々の豊かな心の育成に資する。

### 2 事業実施主体

県、市町村、(一財) 自治総合センター

### 3 対象事業等

- ・公演は約150分で2部構成  
収容人員は概ね800人以上
- ・第2部に地元出演者との共演コーナー(2曲)を設ける。
- ・出演者は(一財)自治総合センターが決定し、募集案内時に提示

### 4 補助基準

実施に要する経費のうち、下記の開催地負担となるものを除いては、(一財)自治総合センターが負担する。

- ①会場使用料(音響・照明等の会場設備、備品使用料を含む)
- ②運営スタッフの費用及び付随経費
- ③ケータリング経費
- ④飾花・花束代
- ⑤ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費
- ⑥フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料(必要に応じ)
- ⑦広報誌、ウェブサイト、新聞等の広報費
- ⑧地元出演者の募集及び参加に関する経費
- ⑨入場券の売捌手数料

(注意事項)

入場料収入(売捌手数料控除後)は、(一財)自治総合センターと開催地に50%ずつ帰属

### 5 県内事例

(令和元年度)：門川町 「南こうせつ with ウー・ファン心のうたコンサート」

(令和2年度)：延岡市 「岩崎宏美 with 宗次郎 ～心のふるさとを求めて～」

\*新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(令和4年度)：延岡市 「岩崎宏美 with 宗次郎 ～心のふるさとを求めて～」

### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課(文化企画担当)

電話：26-7117(内線：3715)

## 宝くじおしゃべり音楽会

(事業開始年度：平成19年度)

— (一財)自治総合センター —

### 1 事業の目的・概要

愉快なお話を交え、映画音楽やポップスなどの名曲を披露するとともに地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設け、人々の豊かな心の育成に資する。

### 2 事業実施主体

県、市町村、(一財)自治総合センター

### 3 対象事業等

- (1) 公演は約120分から150分で2部構成。収容人員は概ね800人以上。
- (2) 第2部に出演者と地元合唱団等との共演コーナーを設けることができる。
- (3) 出演者は(一財)自治総合センターが決定し、募集案内時に提示。

### 4 補助基準

実施に要する経費のうち、下記の開催地負担となるものを除いては、(一財)自治総合センターが負担する。

- ①会場使用料(音響・照明等の会場設備、備品使用料を含む)
- ②運営スタッフの費用及び付随経費
- ③ケータリング経費
- ④飾花・花束代
- ⑤ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費
- ⑥フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料
- ⑦広報誌、ウェブサイト、新聞等の広報費
- ⑧地元出演者の募集及び参加に関する経費
- ⑨入場券の売捌手数料

(注意事項)

入場料収入(売捌手数料控除後)は、(一財)自治総合センターと開催地に50%ずつ帰属

### 5 県内事例

- 平成21年度：延岡市
- 平成24年度：小林市
- 平成29年度：宮崎市

### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課(文化企画担当)

電話：26-7117(内線：3715)

## 地域の芸術環境づくり助成事業 (コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：平成 23 年度)

— (一財)自治総合センター —

### 1 事業の目的・概要

地方公共団体等の自主事業の企画政策能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援する。

### 2 事業実施主体

市町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人、実行委員会

### 3 対象事業等

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する次の分野に該当する文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うもの。

- ・音楽分野（オーケストラなどのクラシック、邦楽等）
- ・演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエ等）
- ・伝統芸能分野（能・狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域で伝承されている芸能等）
- ・美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真等）
- ・その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映等）

### 4 助成額

500 万円まで

### 5 県内事例

(平成29年度)

- ・都城市立美術館特別展実行委員会 「メッセージ2017「南九州の現代画家たち」展
- ・延岡総合文化センター 「ひむかオペラ 歌劇『魔笛』全2幕」

(令和元年度)

- ・公益財団法人のべおか文化事業団「ひむかオペラ歌劇『ラ・ボエーム』
- ・公益財団法人門川ふるさと文化財団  
「熱帯JAZZ楽団 LIVE IN KADOGAWA ラテンJAZZフェスティバル」

(令和3年度)

- ・都城市立美術館特別展実行委員会 開館40周年記念特別展「雪舟から都城」

(令和5年度)

- ・都城市立美術館特別展実行委員会 特別展「アルフォンス・ミュシャ展」
- ・都城市文化振興財団 ミュージカル「ルドルフとイッパイアッテナ」

(令和6年度)

- ・都城市立美術館特別展実行委員会 特別展「グッドデザイン都城」

### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課（文化企画担当）

電話：26-7117（内線：3715）

## 地域の文化・芸術活動助成事業

(事業開始年度：平成7年度)

— (一財) 地域創造 —

### 1 事業の目的・概要

公立文化施設で実施する音楽・演劇・ダンス・伝統芸能・美術等の自主事業に対して助成を行う。地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図り、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により創造性豊かな地域づくりの推進を図ることを目指すもの。

### 2 事業実施主体

地方公共団体、公益法人、公の施設の指定管理者、実行委員会等

### 3 対象事業等

#### (1) 創造プログラム

地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域の活性化に寄与する長期展望を有し、発展的・継続的に事業を実施するうえで他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業等（対象分野：音楽・演劇・ダンス・伝統芸能・美術等）

##### ① 一般分

単なる公演、展覧会事業等でなく、長期的な展望をもち段階的に発展する事業であること

##### ② 企画制作力向上特別分

実施実施者の企画制作力を更に向上させることや、周辺地域の公設文化施設に波及効果をもたらすものであること

##### ③ 地域課題対処特別分

地域の課題に向き合い、解決に向けて取り組もうとするアウトリーチ、ワークショップ等を行う事業であること

#### (2) 連携プログラム

上記(1)の分野について、3以上の地方公共団体等が連携して共同で制作して行う公演等のうち、「地域交流プログラム」を伴うもの

#### (3) 研修プログラム

公立文化施設等で企画運営に携わる職員に対する実践的な研修の場の提供や、「地域文化コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキル向上を目的として、地方公共団体等が自ら企画・実施する実践的な研修事業

#### (4) 公立文化施設活性化計画プログラム

公立文化施設の地域において果たすべき役割と、それを実現するための方策を登載した計画を

策定する事業で、次のいずれかの内容を含むもの

- ①公立文化施設の政策評価
- ②市町村合併に対応した公立文化施設の管理・運営方策
- ③公立文化施設による地域活性化効果調査

#### 4 補助額

##### (1) 創造プログラム

- ①一般分、②企画制作力向上特別分 対象経費の1/2以内(上限1,000万円)
- ③地域課題対処特別分 対象経費の1/2以内(上限500万円)

(2) 連携プログラム 対象経費の2/3以内(1団体ごと上限500万円 全体3,000万円) ほか

(3) 研修プログラム 対象経費の2/3以内(上限200万円)

(4) 公立文化施設活性化計画プログラム 対象経費の2/3以内(上限200万円)

※ プログラムの一部で複数年度の助成あり。

#### 5 県内事例

(平成25年度)

- ・(公財)都城市文化振興財団：市民参加型舞台制作事業
- ・新富町：舞踊詩「遠野物語」

(平成27年度)

- ・(公財)宮崎県立芸術劇場：飛び出すこどもブンガクシリーズ#9  
キラリ ふじみ『絵のない絵本』

(平成29年度)

- ・(公財)宮崎県立芸術劇場：邦楽ワークショップ『Let's 和の音♪』

(平成30年度)

- ・(公財)宮崎県立芸術劇場：邦楽ワークショップ『Let's 和の音♪』

(令和元年度)

- ・(公財)宮崎県立芸術劇場：邦楽ワークショップ『ねこはしる』

#### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課(文化企画担当)

電話：26-7117(内線：3715)

## 地域伝統芸能等保存事業

(事業開始年度：平成 11 年度)

— (一財) 地域創造 —

### 1 事業の目的・概要

地方公共団体が実施する地域固有の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）に関する事業を助成し、地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与する。

### 2 事業実施主体

市町村

### 3 対象事業等

#### (1) 映像記録保存事業

各地域の失われつつあり、かつ、記録の少ない伝統芸能等を映像に記録・保存する事業を助成する。

#### (2) 保存・継承活動支援事業

地域固有の伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等への支援事業を助成する。

### 4 補助率

#### (1) 映像記録保存事業

助成対象事業経費の 2/3 以内（上限：200 万円）

#### (2) 保存・継承活動支援事業

助成対象事業経費の 1/2 以内（上限：30 万円）

### 5 県内事例

(令和元年度：映像記録保存事業)：門川町 「伝統芸能映像記録保存事業」

(令和2年度：映像記録保存事業)：門川町 「伝統芸能映像記録保存事業」

(令和3年度：保存・継承活動支援事業)：えびの市

(令和6年度：保存・継承活動支援事業)：高鍋町

### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課（文化企画担当）

電話：26-7117（内線：3715）

## 公立美術館活性化事業

(事業開始年度：平成 11 年度)

— (一財) 地域創造 —

## 1 事業の目的・概要

公立美術館等の活性化を目指し、地方公共団体の共同事業としてその成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図ることを目的とする。

## 2 事業実施主体

- (1) 市町村立美術館活性化事業  
市町村が設置する美術館等で構成する実行委員会
- (2) 公立美術館巡回展開催助成事業  
地方公共団体が設置する美術館 等
- (3) 公立美術館巡回展企画支援事業  
地方公共団体が設置する美術館 等
- (4) 公立美術館共同地域交流プログラム助成事業  
地方公共団体が設置する美術館 等

## 3 対象事業等

- (1) 市町村立美術館活性化事業  
実行委員会による準備への助成及びアドバイザーの派遣
- (2) 公立美術館巡回展開催助成事業  
3館以上の美術館が自主的に企画・制作する巡回展の準備・開催に対する助成
- (3) 公立美術館巡回展企画支援事業  
2館以上の美術館による共同巡回展の企画検討作業に対する支援
- (4) 公立美術館共同地域交流プログラム助成事業  
2館以上の美術館が共同で企画・実施する地域交流プログラム(ワークショップ等)に対する助成

## 4 補助率

- (1) 市町村立美術館活性化事業
  - ①準備年度事業(共同展開催の前年度に学芸担当者会議等の実施)：上限 100 万円
  - ②開催年度事業(共同展の開催及びカタログの発行及び共同展の企画内容に即した地域交流プログラムの実施)：助成対象経費から入場料収入を控除した額の 2/3 以内の額  
上限 1,200 万円
- (2) 公立美術館巡回展開催助成事業
  - ①準備年度事業(企画立案、調査研究、出品交渉など)：上限 150 万円
  - ②開催年度事業(共同巡回展の開催、地域交流プログラムの実施)  
助成対象経費から入場料収入を控除した額の 2/3 以内の額：上限 2,000 万円
- (3) 公立美術館巡回展企画支援事業  
巡回展企画検討作業：上限 100 万円
- (4) 公立美術館共同地域交流プログラム助成事業  
展覧会や講演会とは別に実施される地域交流プログラムの実施：上限 100 万円

## 5 県内事例

なし

## 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課(文化企画担当)  
電話：26-7117(内線：3715)

## 文化芸術創造拠点形成事業

(事業開始年度：平成 30 年度)

— 文化庁 —

### 1 事業の目的・概要

地域の実情を踏まえた文化芸術を振興するため、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 2 事業実施主体

<一般枠>

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。))

<小規模・スタートアップ枠>

上記のうち、令和 4 年度以降に本事業で採択実績がある団体を除く。

### 3 対象事業等

地域の文化芸術資源を活用して地方公共団体が主体的に実施する文化事業であり、文化芸術に携わる専門的人材を軸としながら地域住民の積極的な参加の下で文化芸術創造拠点の形成を志向し、人材育成・調査研究等の基盤的事業や多様な文化芸術事業等の企画を有機的に連動させることで地域の総合的な文化芸術振興を企図する事業（※小規模・スタートアップ枠については、事業開始時期が令和 5 年 4 月 1 日であること）

### 4 補助額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち、①～④の全ての条件を満たす金額

① 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額を上限

② <一般枠>6,000 万円を上限

<小規模・スタートアップ枠>1,000 万円を上限

③ 申請者自己負担額の 5 倍以内の額を上限

④ 自己収入額（入場料、協賛金、助成金等）が補助対象経費の 2 分の 1 を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した額を上限

### 5 県内事例

(令和元年度) 宮崎県「アーツカウンシルみやざき」設置事業

(令和 2 年度) 宮崎県「アーツカウンシルみやざき」設置事業

(令和 3 年度) 宮崎県「短歌」で築くみやざきの文化創造・発信事業

(令和 4 年度) 宮崎県「短歌」で築くみやざきの文化創造・発信事業

(令和 5 年度) 宮崎県「短歌」で築くみやざきの文化創造・発信事業

### 6 県所管課

総合政策部 みやざき文化振興課（文化企画担当）

電話：26-7117（内線：3715）

## 国際交流支援事業

(事業開始年度：平成 27 年度)

— (一財) 自治体国際化協会 —

## 1 事業の目的・概要

地域の国際化を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会が主体的に行う国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し助成金を交付する。

## 2 事業実施主体

都道府県、市町村、及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会

## 3 対象事業等

(1) 助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業。

ただし、継続的に行われている事業であっても他の地方公共団体及び地域国際化協会のモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象とする。

- ① 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業
- ② 文化、芸術又は研究に関する交流事業
- ③ 青少年交流に関する事業
- ④ 国際会議に関する事業
- ⑤ その他地域の特色を活かした交流事業

(2) 次のいずれかに該当する事業は、助成対象としない。

- ① 単なる資金供与だけの事業
- ② 国、地方公共団体及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業
- ③ 助成対象経費が 200 万円以下の事業
- ④ その他、助成事業としてふさわしくないと認められる事業

## 4 対象経費

(1) 助成対象となる事業に要する経費（ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額）とする。

(2) 次に掲げる経費は助成対象としない。（委託費に計上する場合も同様）

- ① 補助金
- ② 職員旅費
- ③ 他用途に転用可能な備品整備等
- ④ 工事を伴う施設整備等
- ⑤ 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費
- ⑥ 積立金及び預金（周年事業等に対する計画的な積み立てを含む）

## 5 県内事例

助成対象経費の総額の 1 / 2 以内の額で、次の金額を上限とする。

- (1) 主として海外で行う事業 1 事業あたり 500 万円
- (2) 主として日本国内で行う事業 1 事業あたり 300 万円（令和 3 年度）

## 6 県所管課

総合政策部 観光経済交流局国際・経済交流課（国際交流担当）

電話：44-2623（内線：2087）

## 多文化共生のまちづくり促進事業

(事業開始年度：平成 25 年度)

— (一財) 自治体国際化協会 —

### 1 事業の目的・概要

グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会等が行う多文化共生施策に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

### 2 事業実施主体

都道府県、市区町村、総務大臣の認定を受けた地域国際化協会、特定非営利活動法人及びその他本事業を実施する能力を有すると自治体国際化協会が認める団体（法人格を有するものに限る）

### 3 対象事業等

(1) 助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。

- ①医療・保健・福祉支援事業
- ②防災支援事業
- ③教育支援事業
- ④労働環境整備事業
- ⑤居住・生活支援事業
- ⑥外国人住民の自立と社会参画支援事業
- ⑦上記①～⑥の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業

(2) 次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- ①助成対象団体が従来から実施している事業の財源組替を主とするもの
- ②助成対象団体が従来から実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの
- ③単なる資金供与だけのもの
- ④国やこれに準ずる機関からの助成を受けているもの
- ⑤その他、助成事業としてふさわしくないと認められるもの

### 4 助成対象経費

(1) 自治体国際化協会が定める経費の他、事業を実施するために必要と認められる経費

(2) 次に掲げる経費は助成対象としない。(委託費に計上する場合も同様)

- ①補助金、負担金等
- ②他用途に転用可能な備品整備等
- ③工事を伴う施設設備等
- ④通常運営に要する経常的経費
- ⑤積立金及び預金（計画的な積み立てを含む。）

### 5 助成額

助成対象経費の総額の範囲内（下限額 50 万円）とし、その上限額は次のとおりとする。

- (1) 都道府県及び指定都市にあつては、1 団体あたり 400 万円
- (2) 指定都市を除く市区町村、地域国際化協会にあつては、1 団体あたり 300 万円
- (3) 複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数に関わらず、1 事業あたり 400 万円

### 6 県内事例

令和元年度 小林市：多言語情報サポートプログラム～防災・ごみ～  
令和2年度 小林市：外国人住民のための生活情報リーフレットづくり  
令和3年度 小林市：多文化共生理解促進のためのプラットフォーム構築

### 7 県所管課

総合政策部 観光経済交流局国際・経済交流課（国際交流担当）  
電話：44-2623（内線：2086）

## 地域国際化推進助成事業 (コミュニティ助成事業)

(事業開始年度：平成 23 年度)

— (一財) 自治総合センター —

### 1 事業の目的・概要

コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

### 2 助成対象団体

政令指定都市を除く市区町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

### 3 助成事業の実施主体

市区町村が認めるコミュニティ国際交流組織

### 4 対象事業等

(1) 多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業

(2) 以下の要件をすべて満たすもの

- ① 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
- ② 国の補助金及び地方債を充当していないもの
- ③ 令和 7 年 4 月 1 日以降に実施し、翌年 3 月 31 日までに完了するもの
- ④ 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの

### 5 助成対象経費

(1) 事業の実施に要する経費の総額以内の額。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

(2) 次のものは助成対象外の経費とする。

- ① 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用
- ② 事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設設備等の経費、食糧費

### 6 助成額

1 件につき 10 万円単位で 200 万円を限度とする。

### 7 県所管課

総合政策部 観光経済交流局国際・経済交流課 (国際交流担当)

電話：44-2623 (内線：2087)

## 文化財保存事業

(事業開始年度：昭和 54 年度)

— 文化庁 —

## 1 事業の目的・概要

文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資する。

## 2 事業実施主体

地方公共団体、所有者、管理団体、保存団体及び法人等

## 3 対象事業等

文化財保存事業費

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| (1) 建造物                      | 調査、保存修理、防災設備等<br>ふるさと文化財の森管理業務支援事業                 |
| (2) 美術工芸品                    | 保存修理、防災設備<br>登録有形文化財美術工芸品管理・公開活用事業                 |
| (3) 記念物                      | 調査、史跡等保存活用計画等策定<br>天然記念物再生事業、天然記念物食害対策             |
| (4) 埋蔵文化財                    | 発掘調査等  |
| (5) 文化的景観                    | 重要文化的景観保護推進事業                                      |
| (6) 伝統的建造物群                  | 調査、保存修理、防災設備等、買上<br>公開活用事業                         |
| (7) 指定文化財                    | 指定文化財管理  |
| (8) 無形文化財                    | 伝承、公開  |
| (9) 民俗文化財                    | 調査、修理・防災、伝承・活用等                                    |
| (10) 文化財保存技術                 | ふるさと文化財の森構想、団体補助、個人補助、<br>美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援事業 |
| (11) 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業 |  |
| (12) 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業      |  |
| (13) 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業        |  |
| (14) 重要文化財等防災施設整備事業          |  |
| (15) 史跡等の買上げ                 | 直接買上、先行取得償還  |

## 4 補助率

- (1) 地方公共団体実施事業  
補助対象経費の 1 / 2 ～ 4 / 5 (事業内容及び実施主体により補助率が異なる)
- (2) 地方公共団体以外の所有者等の実施事業  
所有者の資産状況により補助率は変動 (上限 85%)

## 5 県内事例

県、各市町村及び所有者で活用

## 6 県所管課

教育庁 文化財課 (文化財担当・埋蔵文化財担当)  
電話：26-7250 (内線：3355・3358)

## 文化財伝承活動支援事業

(事業開始年度：平成 24 年度)

— 県 —

### 1 事業の目的・概要

無形民俗文化財等の後継者の育成を図るため、民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団等を対象として、民俗芸能の保護・継承に要する経費の一部を支援する。

### 2 事業実施主体

各地域の民俗芸能保存団体、文化財愛護少年団及び地方公共団体等

### 3 対象事業等

県内の民俗芸能等の後継者育成事業を実施している保存団体や文化財愛護少年団等に対し、補助金を交付する。

#### ※対象となる経費

ア 文化財等の後継者の指導に要する経費

イ 後継者育成に必要な文化財等の用具の整備に要する経費

ウ 後継者育成に必要な文化財の記録作成に要する経費

### 4 補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内、上限 50 万円

### 5 県内事例

神楽面の購入・複製、神楽衣装の新調、太鼓・三味線の購入、神輿の修繕、後継者育成のための映像記録作製、神楽笛後継者発掘・育成のための外部講師招へい、

### 6 県所管課

教育庁 文化財課（文化財担当）

電話：26-7250（内線：3354）